

第 69 号議案

滋賀県幼児期教育センター設置規程の制定について

滋賀県幼児期教育センター設置規程を次のとおり定める。

令和 6 年 3 月 22 日

滋賀県教育委員会

滋賀県幼児期教育センター設置規程

(設置)

第 1 条 公立または私立の別および施設の類型にかかわらず幼児期の保育および教育の充実を図るため、滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課に滋賀県幼児期教育センター（以下「センター」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 幼児期の保育および教育の調査研究に関すること。
- (2) 幼児期の保育および教育の研修に関すること。
- (3) 幼児期の保育および教育の指導および助言に関すること。
- (4) 幼稚園（市町が設置するものに限る。第 6 号において同じ。）の経営管理の指導に関すること。
- (5) 幼稚園に係る教育研究団体の指導に関すること。
- (6) 幼稚園の教育設備に関すること。
- (7) その他幼児期の教育の充実を図るために必要な事項

(職の設置)

第 3 条 センターに所長を置き、その職にある者は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 前項に定めるもののほか、センターに滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員の職の設置に関する規則（昭和 34 年滋賀県教育委員会規則第 9 号）第 2 条または第 4 条に定めるところにより、必要な職を置く。この場合において、同規則第 2 条中「課」とあるのは「センター」と、「課長」とあるのは「所長」と読み替えるものとする。

(事務決裁)

第 4 条 センターの事務の決裁については、滋賀県教育委員会事務処理規程（平成 17 年滋賀県教育委員会教育長訓令第 18 号）および滋賀県教育委員会事務専決規程（平成 21 年滋賀県教育委員会訓令第 1 号）の定めるところによる。この場合において、これらの訓令中「課長」とあるのは、「所長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 5 条 センターの庶務は、教育委員会事務局幼小中教育課において処理する。

(その他)

第 6 条 この訓令に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

「滋賀県幼児期教育センター設置規程」の制定について

1 制定の趣旨

幼児期の保育および教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、公立または私立の別および施設の類型にかかわらず幼児期の教育の充実を図るため、滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課に幼児期教育支援センター(以下「センター」という。)を設置することとし、必要な規定を整備するもの。

2 規程の内容

- (1)センターの所掌事務は、幼児期の保育および教育の調査研究、研修、指導および助言に関する他の幼児教育の充実を図るために必要な事項等とする。
- (2)センターに所長を置くほか、滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員の職の設置に関する規則第2条または第4条に定める、必要な職を置くこととする。
- (3)センターの事務の決裁については、滋賀県教育委員会事務処理規程および滋賀県教育委員会事務専決規程の定めるところによることとする。
- (4)その他センターの運営に関し必要な事項は、別に定めることとする。

3 施行期日

令和6年4月1日